

防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

平成12年2月14日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約に係る制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を適正に執行するために、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札を実施する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（昭和53年4月1日制定（以下「選定事務要綱」という。））第7条に定める競争入札審査会で対象工事が一般競争入札に適さないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 設計金額が1億5千万円以上のもの

(入札の告示等)

第3条 市長は、前条の対象工事を一般競争入札に付そうとする場合は、入札参加資格等入札に関する事項を告示する。また、防府市のホームページ（入札情報公開システムを含む。以下同じ。）（以下「ホームページ」という。）に入札参加募集公告として掲載するものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札の参加資格を有する者は原則として、防府市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市外に主たる営業所を有する者（以下「市外業者」という。）に参加資格を与えることができるものとする。

(1) 市内業者に入札参加資格を有する者がいない場合

(2) 大規模構造物や高度な技術を必要とする工事等で、市内業者で施工することが困難と判断される場合

(3) 市外業者を参加させることにより有利な契約が締結できると認められる場合

2 第1項に掲げるもののほか、一般競争入札の参加資格（参加する者に必要な資格）は、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 対象工事の施工年度における選定事務要綱に基づく建設工事入札参加資格を認められたものであること。

(3) 防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日制定）に基づく指名停止等を受けている期間中でないこと。

(4) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。

3 第1項及び第2項に定める入札参加資格のほか、次に掲げる事項に関し対象工事ごとに、必要な入札参加資格を競争入札審査会で定めるものとする。

(1) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の評点が一定の点数以上であること

(2) 対象工事に応じた建設業の許可を得ていること

(3) 対象工事と同種の工事の施工実績があること

(4) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること

(5) その他対象工事について必要な事項

（入札参加資格確認申請期間の設定）

第5条 入札参加申請期間は、原則として告示日から起算して7日間とする。

ただし、市外業者を対象とした場合又は特定建設工事共同企業体

に発注する場合は、告示日から起算して10日間とする。

なお、申請期間の設定については、土曜、日曜及び祝日等の休日
は除くものとする。

(入札説明書の配付等)

第6条 契約課長は、告示後、速やかに入札に関する事項の詳細を記載した「入札説明書」の配付を開始するとともに、ホームページに掲載するものとする。この場合の配付期間は、入札参加資格確認申請書の提出期限日までとし、ホームページへの掲載は入札執行日までとする。

(入札参加申請書及び添付書類)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札告示で定める期日までに、入札参加資格確認申請書(第1号様式)に、次に定める書類を添えて契約課まで提出しなければならない。

(1) 施工実績調書(第2号様式)

(2) 配置予定技術者の資格・工事経験調書(第3号様式)

(3) その他市長が入札参加条件に必要と認める書類

2 期限までに前項に掲げる書類を提出しないもの並びに市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

3 申請書及び添付書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 提出された申請書及び添付書類は、入札参加資格の確認以外には使用しないものとする。また、提出された申請書及び添付書類は、返却しないものとする。

5 提出期限以降における申請書又は添付書類の差替え及び再提出は、特別な場合を除き認めないものとする。

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、第7条に定める申請書等が提出された場合は、競争入札審査会において、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格を有する者についてはその旨を、入札参加資格がないと認めた者についてはその理由を付し、入札参加資格確認結果通知日までに通知

するものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第9条 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格確認結果通知日の翌日から起算して3日以内（土・日曜日、祝日等の休日は除く。）に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 市長は、第1項の説明を求められたときは、入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、3日以内に書面により回答するものとする。

（設計図書の配付等）

第10条 対象工事の設計図書（防府市設計図書ダウンロード頒布実施要領（以下「ダウンロード要領」という。）第4条の(1)に規定する設計図書をいう。）の配付は、ホームページに公開することによって行うものとする。

2 設計図書の配付に関する事項については、別途定めるダウンロード要領の規定によるものとする。

3 設計図書の閲覧は、告示日から契約課において行うものとする。

4 設計図書に関する質問及び回答は、防府市建設工事等競争入札執行事務要綱（昭和53年4月1日制定（以下「入札執行事務要綱」という。））第3条第6項及び第7項の規定によるものとする。

（入札実施手続）

第11条 契約課長は、入札参加資格が決定された後、工事主管課長から入札執行依頼通知書が提出された場合は、入札日時等を決定するものとする。

2 本要綱に定めのない入札実施手続に関する事項は、入札執行事務要綱等の規定によるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 19 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

年 月 日告示の下記の工事に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく別添資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項に該当する者でないこと、並びに申請内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		防府市
建設業の許可	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日 (有効期間)	

- 添付書類
- 1 特定建設業の許可通知書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 施工実績調書
 - 4 主任技術者（監理技術者）の資格・工事経験調書
 - 5 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

第2号様式

施 工 実 績 調 書

会社名

工 事 名			
発 注 者			
施 工 場 所			
契 約 金 額			
工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
受 注 形 態	元請として受注 共同企業体の代表者として受注（出資比率 %） 共同企業体の代表者以外の者として受注（出資比率 %）	元請として受注 共同企業体の代表者として受注（出資比率 %） 共同企業体の代表者以外の者として受注（出資比率 %）	元請として受注 共同企業体の代表者として受注（出資比率 %） 共同企業体の代表者以外の者として受注（出資比率 %）
構 造 形 式 等			
備 考			

（注）1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。

2 受注形態は、該当しないものを抹消すること。

3 入札公告において明示した工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載し、建設工事発注証明書（別紙1）か契約書の写し又はCORINSの竣工時工事カルテの写しのいずれかを添付すること。なお、契約書又はCORINSの竣工時工事カルテの写しを添付する場合には、受注形態・工事の規模構造を確認できる書類を添付すること。

年 月 日

様

施工者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

次の建設工事について、発注したことを証明願います。

工 事 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 形 態	単 体 ・ 共 同 企 業 体 （出資比率 %）
規 模 ・ 寸 法	
構 造 形 式 等	

- 注) 1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
2 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
3 入札公告において明示した同種・同規模工事の施工実績についての的確に判断できる具体的項目を記載すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

発注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

第3号様式 主任技術者（監理技術者）の資格・工事経験調書
会社名

配置予定者氏名	
資格の名称	
交付年月日	
交付番号	
営業所に置く 当該工種の 専任技術者氏名	

既 経 験 工 事 概 要	工 事 名	
	発 注 者	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者
	工 事 内 容	

- (注) 1 「主任技術者（監理技術者）」は、該当しないものを抹消すること。
2 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
3 従事役職は、該当しないものを抹消すること。
4 入札参加資格の要件として配置予定技術者の施工実績を求めている場合は、要件に明示した内容の施工実績について記載すること。
5 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。
なお、登録講習を受講した者であることを証する書面（指定講習に係る講習修了証又は、監理技術者講習修了証の写し）を添付すること。
6 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係が確認できること。